

平成24年8月26日

滝 実法務大臣（民事局総務課、小田中担当）
TEL 03-3580-4111（24-12）
FAX 03-3592-6908
東京高等検察庁 根来 泰周検事長
企画調査課、佐藤担当
TEL 03-3592-5611
宇都宮地方法務局大田原支局 岩崎登記官
TEL 0287-82-2251
FAX 0287-82-2252
宇都宮地方法務局所属 鳥飼俊夫公証人
TEL 0287-23-0666
FAX 0287-23-5208

損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504

栃木県那須塩原市鍋掛1087-817 石川 博

TEL, FAX 0287-64-1322

@法務省、司法、警察他による遺産泥棒制度はこう言うからくりですよ、しかし”民間事業者が共犯でしか成功させられない”ここが理解出来なかったのでしょう

1、相続権者が複数居た場合、司法書士、弁護士を委任し、遺産独り占め犯罪を成功させて成功報酬を提供させる遺産泥棒国策制度は「公正証書遺言に、所有する不動産全部を相続させる」と記載させて、複数居る相続権者の一人に被相続人所有不動産の見つけれられた物のみ名義変更出来ると、公証人、司法書士、法務局、弁護士、裁判官、つまり法務省所管権力だけで闇制度を作り、成功させて来ました。権利書を不要とさせた理由は”被相続人が必ずしも複数居る相続権者の一人に全ての所有不動産を相続させたいとは限らない、自分の面倒を見る見返りに所有不動産全部を相続させろ、と言われ、放り出されるのは困るが、所有不動産を全部相続させたく無いので、権利書を隠したまま死なれたりしたので、権利書不要で名義変更を強制達成させて居るのでしょう”ここまでは法務省所管国家権力、機関で成功させられたのです。

2、しかし、石川絹枝所有不動産の闇での同様手口による石川皖一への名義変更

は、次の事実、手続き等が有りますから相続権者の一人が被相続人の所有不動産全部を独り占めして成功するとは現実には行かないのです。「博はご存知の通り遺留分減殺請求手続きも取っておりますしね」

；絹枝所有不動産は” 買い足しし続けた土地なので、境界石が正しく入っていない上に、高橋昭雄所有地との境界石を故意に引っこ抜いて捨ててしまったので” 土地の境界を正しく証明出来なくなった「売却するにも境界をはっきり証明しなければ売却出来なくなった」

；土地の境界を公式に証明するには” 国交省所管法律による手続き処理が必要です。測量士に測量して貰い、土地境界毎に他の所有者の合意を得て境界石を入れなければならない、合意が取れなければ何時までも境界は決められない” こうした古い土地は測量すれば、大きく境界が動くので、境界石を失うと先ずけりが付かない、まして故意に境界石を抜いて捨てた事実は世間が知ってしまっているので、境界合意は非常に困難と思われる” 必要な境界石が全て存在する、土地建物調査士がこれを確認し、地籍図を作成し、法務局に備えさせなければ売却は無理です”

；相続権者が複数居る事実、相続による不動産名義変更事実は公式証明される” 相続による不動産名義変更と法務局に記載が有るので、こうした不動産を売買するには仲介業者、宅地建物取引主任、購入予定者は相続権者全員が合意した上で被相続人所有不動産の名義変更だと、正しい相続事実を確認の上でしか売買は出来ません。他の相続権者の財産権を侵害する事になり、当然損害の賠償責任を負うからです。窃盗罪の共犯、第三者責任に置いての賠償責任ですよ” 不動産売買の実務を知っていれば分かった事です。

；こうした不動産売買時の重要事項を伝え、不動産業者にも” 被相続人の所有不動産詐欺名義変更闇の制度を伝え、注意喚起しています” こんな複数の相続権者の相続権、財産権侵害による名義変更不動産を売却したのでは、仲介業者、宅地建物取引主任、購入者が全責任を他の相続権者に対して背負うからです。法務局の記載事項で相続による名義変更事実は証明されているのですから、必ず合法的な相続と証明されなければ、売買は出来ないのです。

2、こうした「不動産取り扱い、売買実務知識を全く持ち合わせて居ないで” 地面師詐欺の手口を中途半端に真似た相続権者複数でも一人が被相続人所有不動産独り占め、法務省、司法遺産泥棒制度を闇で作り実行して来たのですね” 強引に名義変更まで法務省所管法律、業務特権を悪用し実行し、押し通せても、その先の各種手続き処理は国交省所管法律業務です」石川皖一は結局不動産の名義を

自分に変えた事で、数多くの処理すべき問題を、多額の出費と共に抱えてしまったのですよ。

3、札幌公証役場公証人、井口氏は「財産全部を相続権者00、一部に相続させる、と公正証書遺言を作れば、預金、保険積立金、金品、不動産全部を無条件で手に入れられる」と言い募りましたが「預金、保険積立金は死人の名前を偽造し、印鑑を悪用し、金を盗む、キャッシュカード悪用で盗む、死人の預金を偽造に手を染め解約し、証拠を抹殺する、金融機関、保険会社と共犯で、こうした死人の預けた金融資産窃盗証拠を警察、法曹権力、金融庁、財務省が徹底隠蔽する、が必要ですし、物品窃盗は盗品を売却して換金、不要物は廃棄物として処分、他者に盗ませる処分が必要です」

石川皖一夫婦が栃木県警、法曹権力の共犯バックアップも受けて逃げられている犯罪方法が必要です。公証人、法務局、法務省民事局は絹枝所有物窃盗に手を染め、返却した木村さんの書いた証拠書類も確認下さい。警察、法曹権力が絶対に法律適用をしない遺産物品泥棒の証拠です。

4、国策遺産強盗、泥棒は「犯罪でしか無いのですよ」国家権力が共犯となって遺産泥棒を後押しし、成功させて被害者を叩き潰す、泣き寝入りさせる、冤罪を被せて消す”つまりテロ犯罪を重ねて成功させるしか無い犯罪なのです、犯罪を分業で行っているのです、共犯者には罪の意識も薄いのですよ」泥棒しても換金出来ないで居れば意味は無くなるのだと知らなかったでしょう。

5、別紙は「憲法、法律による博から石川皖一への、石川皖一が盗んだ絹枝所有遺産分割（博の相続分返却）を果たさせる請求書です。民事裁判もやりようでここまで確固たる答えを引き出せるのですよ。木村さんの盗品返却書類と合わせて確認下さい。法務省、警察、司法、財務省、金融庁他共犯、遺産泥棒制度は憲法、法律の正しい駆使、適用と相続権行使、権利獲得実現を果たせる事実証拠により崩せるのです」

添付書類

- ；木村さんによる絹枝所有物品石川皖一にそそのかされて窃盗、返却証拠書類。
- ；博から石川皖一への絹枝遺産窃盗部分からの博相続分一部返還請求書。

平成24年8月22日

栃木県大田原市下石上1796-40

石川皖一 殿

TEL 0287-29-1582

FAX 0287-36-4061

栃木県那須塩原市鍋掛1087-817

石川 博

TEL, FAX 0287-64-1322

@石川絹枝の遺産博相続分、皖一が違法に所有している遺産について一部請求する

1、不動産相続分一部金員換算による博相続分の請求を行う。

(1) 栃木県那須塩原市東栄2丁目38番2 宅地
面積 185㎡ 評価額4,398,460円

(2) 栃木県那須塩原市東栄2丁目38番28 宅地
面積73㎡ 評価額1,735,608円

(3) 栃木県那須塩原市東栄2丁目737番2 宅地
面積46㎡ 評価額1,093,671円

(4) 栃木県那須塩原市東栄2丁目38番2 居宅
面積52,06㎡ 評価額256,071円

合計金額 7,483,810円となる。

※今回不動産相続分請求金額、石川博相続遺留分50パーセントから上なので、今回請求は中間請求とし、金3,741,905円に平成22年4月28日(不動産登記日)から平成24年8月22日まで(847日)年5分の割合(一日512円)による利息金433,664円を先ず請求する。

「なお、不動産相続の最終清算が必要な理由は”石川博が内容証明郵便で送付した石川絹枝所有財産遺留分減殺請求手続き書類を、石川皖一は重大な故意を持ち公式隠匿して自己の相続遺留分を増額しようとした犯罪行為責任を取らせなければならないからである”」

①今回の請求金額、不動産遺留分請求金額元利合計 4,175,569円

2、更に上記不動産を石川皖一は、石川博相続権所有不動産であるのに博の許可を得ず賃貸借を行っているので、この賃貸借料金の半額を年5部の割合の利息を乗じて請求する。

@平成22年 5月 ~ 平成24年7月分（岸孝二使用分）まで賃貸借料金半額を請求する。

；賃貸借金額月額 30,000円
；賃貸借月数 26 ヶ月
；賃貸借金月額 15,000円×26ヶ月= 390,000円
；利息は後日計算する

②今回中間請求金額 390,000 円
※不動産賃貸借料金半額請求根拠”別紙江川達也氏相続民事訴訟内容参照”

3、埋葬料 50,000円の③半額25,000円

4、訴訟費用に付いては、最高裁の判決後請求を出す。

中間請求金

合計①+②+③ 4,590,569円

5、公正証書遺言状の効力に付いては、石川博が各種調査を委任した有限会社HAハウスリメイク取締役山本弘明氏（札幌市東区伏古2条4丁目8-14 TEL011-784-4046）が、次の調査を各公証人に対し行い、統一された回答を得ている。

；札幌大通公証役場、宮森、三上公証人
TEL011-241-4267
；札幌公証役場、井口公証人
TEL011-271-4977
；大田原公証役場、鳥飼俊夫公証人
TEL0287-23-0666

<山本氏による公証人相手の調査内容> 問い
不動産全てを石川皖一（絹枝長男）に相続させる、この遺言状内容で、石川皖一が

法律では無く相続手続きの慣習制度で行える石川絹枝所有不動産の権利移動部分は何処までか、石川皖一は平成22年4月28日に絹枝所有不動産名義を石川皖一名義に変えている。なお、石川博（絹枝次男）絹枝死去後二ヶ月以内に遺留分減殺請求手続きを内容証明郵便にて石川皖一相手に行っている。石川皖一は民事訴訟にても、警察相手にも博が送ったこの「遺留分減殺請求手続き書類」を隠匿して、絹枝所有不動産全部を独り占めしようとした事実が有る。

<問いに対する答えは共通でした> 答え

被相続人による相続権者複数いた場合の、不動産全てを相続人一部に全て相続させるとの文言による公正証書遺言の効力は”他の相続権者が法により遺留分減殺請求手続きを行って有るなら、被相続人所有不動産の名義変更までを、法律には無いが認めるとの慣習制度となっています”

しかし、こうした公正証書遺言内容で、他の相続権者が遺留分減殺請求手続きを正しく取っている場合、不動産の名義を自己名義と出来た相続権者の遺留分は、一パーセントも増える事は有りません”遺言状で複数相続権者がいた場合で、他の相続権者が遺留分減殺請求手続きを取っているなら、一人の相続割合を増やす為には、遺産を全て金額換算し、総金額の半分までの遺産を一人に相続させる、これが相続権取得割合の上限です”内容証明郵便による遺留分減殺請求手続き書類を、民事訴訟にて、警察とも一緒に隠匿して無い事とさせて遺産を独り占めしようとしたんですか、到底法律上認められていない行為ですよ。

遺留分減殺請求手続きを取れば、手続き者は他の相続人が不正に私した遺産全てに対しても、正当な遺産遺留分請求権が発生するのが法律規定です。

6、、こう言う次第なので今回この中間相続財産金員概算遺留分一部支払い請求を行う、各公証人にも確認すると良いぞ。

日本の裁判は三審制だが、最高裁は、高裁の判決で憲法ないし法律にそぐわないと思える部分、あるいは判決文の根本が明らかに間違っているとみなした場合に判断をするところで、判決内容、遺産相続の場合は、相続割合に付いての判断は、高裁に差し戻して割合を判断しなおさせるところだ。つまり遺産相続でいうと、相続権の有無、相続割合、決定は高裁が最後の判断を行う機関である。

つまり、母絹枝の遺産相続の場合、絹枝所有不動産の相続権は、石川博と石川皖一が得たけれど、どのように分けるかは高裁では判断できなかった。

つまばあちゃんの残した預金については、博一人の相続権を認めている。だが、他の三人の相続権については、一切判断できなかった。つまり、石川博と石川皖一で話し合っただけでどう分けるかを決めなければならないと言う事だ。

だから、この二つの問題に関しては、もう裁判の必要はない。石川皖一と博に認められた不動産の相続権の話し合いと、博だけが認められたつまばあちゃんの残した定額預金の処理の仕方に付いて話し合いをしよう。博も鬼ではないのでつまばあちゃんの定額預金の9割を寄越せとは言わない。そういうことだから、近々協議しよう。

皖一が勝手に母絹枝の不動産を自分名義にしたが、その時に遺留分を供託しておけばよかったんだよ。だけど、博の遺留分を皖一は供託もせず、不動産を不当に他人に貸すなどして使っているよな。つまり、博の財産権を侵害した訳だ。その結果、皖一は民法709条の「不法行為責任を負った」んだ。だから、不動産の遺留分に対する利息と、不正に貸している家賃収入の半分を延々と請求されているんだ。

つまばあちゃんの定額預金は、そのままになっているから、遺留分についての利息の請求は無い訳だ。

皖一、こんな事を何年も続けたらせっかく手に入れた遺産の遺留分が消えてしまうな。高裁の判決は絶対だぞ。

皖一、不動産の種々法律規定を良く知らないのじゃないか？博が黙っていることってまだいくつもある。皖一の出費が増えるのはかわいそうだと思って動かないでおいているんだ。皖一の知らない種々証拠作りを裁判上でやっていたんだぞ。なるべく早くけりをつけような。

漫画家江川達也さん勝訴＝遺産相続めぐり兄に一名古屋地裁

漫画家でタレントの江川達也さん(50)が、1999年に死去した父親の遺産相続分を受け取っていないとして、兄(52)を相手に約3520万円の返還を求めた訴訟で、名古屋地裁は1日までに、兄に約2370万円を支払うよう命じた。判決は2月29日付。

倉田慎也裁判官は、兄が得ていた愛知県弥富市にある不動産の賃料収入と、兄が引き出した父親の預貯金の合計額の2分の1(約2910万円)を江川さんの相続分と認定。葬儀費用などの控除を求めた兄側の主張の大半を退ける一方、江川さん側が引き出した預金の一部を兄の相続分とするなどし、認定額から約540万円を差し引いた。

判決によると、江川さんは2人兄弟で、母親は父親が亡くなる8年前の91年に死去していた。江川さんの弁護士によると、名古屋家裁での遺産分割調停で解決のめどが立たず、2009年5月に江川さんが提訴していた。(2012/03/01-19:26)

和解書

平成24年2月21日

甲 住所 那須塩原市金掛1087-217
氏名 石川 博 印

乙 住所 那須塩原市東栄2-1-18
氏名 木村 光江 印

丙 住所 那須塩原市黒石磯25-50
氏名 金子 加代子 印

1、乙木村光江は平成24年2月21日、甲石川博に対し、次の事由により乙が所有するに至った物品を返却する事とする。

2、乙は平成22年4月 末 日頃、甲実兄 白 一 より甲、甲実兄実母石川絹枝死去の後、石川絹枝所有有価物を差し上げると言われ、時価相当額推定 ~~40,000~~円程度と思われるバッグ一点及び時価相当額 ~~5,000~~円 ^{40,000円}程度のサイドボード一点を貰い受ける事とし、所有して使用して来た。

3、しかし乙が甲実兄から貰い受け使用して来た上記バッグ、サイドボードは甲実兄に所有権が正しく移った有価物では無く、甲実兄が実母死去後勝手に実母所有財産を自己所有とし、自分が不要とした実母有価物を乙に提供した物品と、甲より聞かされ、乙は甲方と甲自宅にて丙(乙金子加代子)も交話し合いして、上記有価物二点を甲に変換する事とした。

4、かかる次第にて本日上記物品二点を引き取り料金を甲が負担し(乙に絹枝所有有価物を不当に提供した責任は、甲実兄にあるので兄弟として費用負担する、合わせて所有期間中の使用料金も請求権を放棄する)乙から甲に正しく返却された事をこの書面を取り交わし確認した、今後甲、乙の間で甲実母所有有価物上記二点に関わる事案は一切存在しない事を双方約する。